

長崎県障害分野介護ロボット等導入事業実施要領

(趣旨)

第1条 県は、障害分野における介護ロボット等の普及により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等を導入する際の経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示460号の9）及びこの要領の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この要領において補助を受けることができる者は、次の要件を満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 障害者支援施設事業、共同生活援助事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、短期入所事業、重度障害者包括支援事業、障害児入所施設事業を営んでいる事業者であること。

(2) 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施できる事業者であること。

(3) 導入製品の内容や導入効果等についてホームページに公表し、特段の支障がない限り、他施設等からの見学等の受入れをすること。また、国や県のホームページ等での公表に同意できる事業者であること。

(4) 導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定できる事業者であること。

(補助対象機器)

第3条 補助金の対象となる「介護ロボット等」とは、次の(1)から(3)の全ての要件を満たすものであって、1機器当たり10万円以上30万円以下となるものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。

(1) 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

(2) 技術的要件

ア ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、

従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

イ 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、S マーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。

ウ 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。

（3）市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、障害分野介護ロボット等導入事業の実施に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）とする。

（補助額）

第5条 1 施設又は事業者あたりの基準額を施設又は事業所ごとに障害者支援施設210万円、共同生活援助事業所150万円、その他の事業所120万円とし、補助額は次により算出された額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）施設又は事業所ごとに、基準額と第4条に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額に4分の3を乗じた額と予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額を交付額とする。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

（2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（3）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（5）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（6）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の

終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(7) 事業完了後にこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第8条の規定による申請書の提出に先立ち、別途定める日までに様式第1号による計画書を知事に提出するものとする。

(申請手続)

第8条 この補助金の交付の申請については、様式第2号による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金交付の決定の通知)

第9条 知事は、前条の規定による申請書等を審査し、相当と認める場合は、交付決定を行い、補助事業者に通知する。

(変更申請手続)

第10条 補助事業者は、補助事業の申請の内容を変更しようとするときは、様式第3号による申請書に関係書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の額の変動を伴わないものはこの限りではない。

(事前着手)

第11条 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の円滑な実施を図るうえで、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、知事に様式第4号による事前着手届を提出し、その同意を得て事業着手することができるものとする。

ただし書きにより交付決定前に着手する場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(1) 交付の決定後生じた、天変地異その他事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助金でまかなわれる経費以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができないとき。ただし、補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。

2 知事は、交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の内容又はこれに附した条件を変更することができる。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書に關係書類を添えて提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条の規定による実績報告書等を審査し、適当と認める場合は、交付すべき補助金等の額を確定し、当該事業者等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第17条 規則第14条の規定により確定の通知を受けた補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、様式第7号を提出しなければならない。

2 補助金は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払いをすることができる。この場合において補助事業者は、様式第7号の2を提出しなければならない。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、そ

の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 価格が30万円以上の機械及び重要な器具

(2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めたもの

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合がある。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

この要領は、令和2年3月4日から施行する。

この要領は、令和2年11月6日から施行する。

この要領は、令和3年2月12日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年9月15日から施行する。

この要領は、令和4年3月2日から施行する。

この要領は、令和5年3月2日から施行する。

この要領は、令和5年9月29日から施行する。